術提案）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。

また、提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。

⑹　配置予定技術者と建設業法第７条第２号又は第15条第２号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認

本工事が建設業法第26条第３項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑺　配置予定技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

⑼　契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方を除く。）は対象としない。

提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無。

⑾　契約書作成の要否　要。

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Yoshizaki Director-General of Kyusyu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work to establish a new groundsill No. 11 to the Akamatutani-River

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 3 October 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 21 November 2012 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 21 November 2012 Or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 21 November 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2532

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年９月３日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　奥脇　郁夫

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新東名高速道路　下糟屋第三高架橋（鋼上下部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　自）神奈川県伊勢原市下糟屋
至）神奈川県伊勢原市下糟屋

⑷　工事内容　本工事は、橋梁上・下部工（１ヵ所―延長680.1m）を含む延長680mの鋼橋上部工工事である。

⑸　工事概算数量
橋梁上部工
型式　鋼12径間連続（箱桁＋鈑桁）橋
最大支間長　上り線　82.2m、下り線　71.0m
架設方法　送出し架設＋横取り架設、クレーンベント架設
橋梁下部工
鋼橋脚　７基
架設工法　クレーン架設

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,350日間

⑺　使用する資機材
コンクリート　約9,600㎥
型枠　約6,300㎡
鉄筋　約210ｔ
鋼材　約6,200ｔ
合成床版　約14,700㎡

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

⑽　本工事は、資料の提出・入札等を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い郵送による紙入札方式によることができる。

⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に揚げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長に当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合　「鋼橋上部工」において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,280点以上を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,280点以上であること。）

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合　「鋼橋上部工工事」において、開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事